

議案第四号

証人等の実費弁償に関する条例の制定について

次のとおり証人等の実費弁償に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年貳月拾貳日原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎



証人等の実費弁償に関する 条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二条、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十二條第三項、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第二十九條第四項及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百三十三條第三項の規定に基づき、議会、選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に關し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第二条 証人等に対しては、費用の弁償として旅費を支給する。

第三条 旅費は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃及び車賃とし、その額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第四条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際支給する。

第五編 公務員 (証人等の実費弁償に関する条例)

[鳥中X]

2 旅費は、証人等の居住地から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(補則)

第五条 この条例に定めるものを除くほか、旅費の支給については、一般職の職員の旅費の支給の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十五年 月 日から施行する。

(証人等の実費弁償の廃止)

2 証人等の実費弁償 条例(昭和四十五年条例第千七号)は、廃止する。

別表

普通旅客 運賃	同上	車賃 (一キロメートルにつき)	六円一、〇〇〇円	一日につき	二、〇〇〇円
鉄道賃	船賃	一日につき	六円一、〇〇〇円	一日につき	二、〇〇〇円
		一日につき	六円一、〇〇〇円	一日につき	二、〇〇〇円